

2026年 5月

旅行業務取扱管理者合格講座をご受講いただいた皆様へ

LEC東京リーガルマインド
福祉支援課

「旅行業務取扱管理者合格講座 約款(XM26102)」の訂正

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、「旅行業務取扱管理者合格講座 約款(XM26102)」におきまして、誤りがございました。下記のように訂正と修正を致します。

受講生の皆様方には、ご迷惑をおかけして誠に申し訳ございません。ご面倒でも、以上の内容で学習いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。
敬具

記

1. P142 3紙片の航空券の紛失(19条) 2

修正前：なお、払い戻す場合には、第22条第1項に定める払戻手数料を申し受けます。

修正後：なお、払い戻す場合には、第**24**条第1項に定める払戻手数料を申し受けます。

2. P142 3紙片の航空券の紛失(19条) 3

修正前：(略)

修正後：紛失航空引換証に対しても前2項を準用します。

3. P148 2手荷物の禁止制限品目

修正前：第33条 手荷物の禁止制限品目

修正後：第**35**条 手荷物の禁止制限品目

4. P149 4持込手荷物(38条) 2

修正前：前項に加え、以下の条件に相当するものを身回品として機内持込みを認めます。

修正後：会社は、各旅客につき、会社規則で定めた身の回り品として1個に限り機内持込みを認めます。

5. P149 4 持込手荷物 (38 条) 2 (1)、(2)
条文全て削除

6. P149 4 持込手荷物 (38 条) 3
修正前：会社は、本条第 1 項及び第 2 項に定めたもの以外の物については、機内持込手荷物としての運送を引き受けません。ただし、貨物室での運送が適当でない物（壊れやすい楽器など）については、事前に連絡がなされ、会社が承認している場合に限り、客室内での運送を引き受けます。このような手荷物を運送するに際しては、会社は、会社が別に定める料金を申し受けます。
修正後：上記第 1 項及び第 2 項の機内持込み手荷物及び身の回り品の合計重量は 10 キログラムを超えることはできません。

7. P149 4 持込手荷物 (38 条) 4
修正前：本条第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、会社が客室内に安全に収納できないと判断した手荷物を、客室内に持ち込むことはできません。
修正後：本条第 1 項から第 3 項の定めにかかわらず、会社が客室内に安全に収納できないと判断した手荷物を、客室内に持ち込むことはできません。

8. P149 4 持込手荷物 (38 条)
第 5 項追加

会社は、貨物室での運送が適当でない物（壊れやすい楽器など）については、十分な連絡が事前になされ、会社が承認している場合に限り、客室内での運送を引き受けます。このような手荷物を運送するに際しては、会社は、会社が別に定める料金を申し受けます。

9. P152 2 責任の限度 (1) 第 48 条会社の責任限度 1
修正前：～且つ、第 40 条の規定に従って従価料金を支払った場合は、
修正後：～且つ、第 42 条の規定に従って従価料金を支払った場合は、

10. P152 2 責任の限度 (1) 第 48 条会社の責任限度 2
修正前：前項にいう「手荷物」とは、受託手荷物その他～
修正後：前項にいう「手荷物」とは、**預入手荷物**その他～

以上



XM26122